市長説明要旨

- 平成17年12月市議会定例会 -

四万十市

本日、議員各位のご出席をいただき、12月の市議会定例会を開会できますことをお礼申し上げます。

まず始めに、かねてより病気療養中でありました北沢和足議員が11月 22日にお亡くなりになりました。ご親族の皆様には心よりお見舞いを申し 上げますとともに、謹んでご冥福をお祈りします。

【提出議案】

さて、今期定例会にお願いする議案は、決算認定議案で、「平成16年度中村市一般会計決算の認定」など33件、予算議案で「平成17年度四万十市一般会計補正予算」など11件、条例議案では「四万十市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」など9件、その他の議案では「公の施設の指定管理者の指定について」など40件で、合計93件となっていますのでよろしくお願いします。

議案の詳細は、後程助役から説明しますので、私からは来年度の予算編成の考え方及び9月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告します。

【平成18年度予算編成方針】

最初は平成18年度の予算編成方針についてです。国の来年度の予算編成は、これまでの歳出改革路線を堅持・強化することとしたうえで、地方財政についても給与関係経費、投資的経費、一般行政経費などの歳出全般について徹底した見直しを行うとともに、地方の自助努力を促進し、地方交付税の

総額を抑制するとしています。また、平成18年度が最終年度になる「三位 一体の改革」については、国と地方の意見が対立している部分も多く不透明 な状況ですが、今後まとめられる改革の内容如何によっては地方への一方的 なしわ寄せが行われることも懸念されます。

また県も来年度の財源不足が250億円を超えるという危機的な見通しにより、来年度の予算編成にあたっては、行政・財政の両面から早急にスリム化と質的向上を図ることとし、市町村に対しては、「自立」と「役割分担」を視点に、事業の移譲、更なる負担や事業の削減、支援策の見直しを行うとしています。

このように地方の行財政を取り巻く環境は極めて厳しく、一層の変革を迫られる中、本年4月、将来を展望し地方公共団体としての生き残りをかけて新市「四万十市」が誕生しました。しかしながら合併の効果やスケールメリットは徐々に発揮されてくるもので、合併したから財政状況が改善されるというものではありません。さらに、地方の景気回復はいまだ実感できず、人口減少時代の到来、国・県の行財政改革とあいまって、市税や地方交付税、国・県補助負担金などの収入の増加は期待できない一方、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加も続いており、新市の財政状況も厳しい状況にあり、現状のまま何の取り組みも行わない場合の来年度の収支は、約6億5千万円の財源不足が見込まれるところです。

こうした状況の中ではありますが、これまで旧市村が築き上げてきた文化 や産業などを大切にしながら、新市全体の一体性を増進し、新市建設計画を 念頭に、均衡ある発展と新しいまちづくりを進めていかなければなりません。 そのためには行財政基盤の構築が不可欠で、将来にわたって持続可能な行財 政基盤を確立することに、まずは最大限の努力を払わなければなりません。

来年度は新市の実質的な船出の年、「新市まちづくり元年」です。その予算編成は、新市の将来像であります「かがやく笑顔、ゆたかな自然、やすらぎ溢れるまち四万十」を着実に実現していくための第一歩、新市の土壌づくりとなるものとして、次の5点の基本方針で取り組むこととしました。

まず1点目は『新市まちづくり元年』です。新市全体の均衡ある発展と新しいまちづくりへの挑戦として、新市建設計画を念頭に、新市の発展に欠かすことのできない事業、今なすべきことに集中した施策を厳選し、積極的に取り組みます。

2点目は『施策の選択と集中』です。限られた財源の中、施策を推進するにあたっては、重要度・緊急度・優先度を見定めたうえで、真に必要な事業への厳しい「選択と集中」を徹底します。その際、旧市村から引き継いだ施策であっても、全市的な視点のもと、目的・効果などを再検証し、施策の再構築を図ります。

3点目は『行財政改革の推進』です。現在進めています行政改革大綱と実施計画の策定と合せながら、予算編成過程そのものを行財政改革の一つと捉え、改革への取り組みを更に加速させるとともに、その成果を的確に予算へ反映します。

4点目は『ゼロベースからの予算編成』です。来年度の予算編成は、新市の土壌づくりとなるものです。本庁と総合支所、各課の横断的な協議と調整を十分に行いながら、新市としての政策や施策体系に基づく事務・事業をゼ

ロベースから再構築し、新市全体の一体性を確保するとともに、合併による 効率性などの合併効果を的確に予算へ反映します。

5点目は『コスト意識の徹底』です。全職員一人ひとりが明確なコスト意識を堅持し、一般家庭や民間企業の経費節減に見習い、行政諸経費の徹底したコスト削減・合理化に取り組みます。その際、職員人件費を含めたトータルコストの把握と、行政の関与のあり方、責任領域の明確化を行い、ボランティアを活用するとともにコストの削減やサービス水準の維持・向上のために民間委託や民営化を進めます。

【財政健全化】

次は財政健全化についてです。地方の景気低迷と国の地方財政への更なるしめつけが顕在化する中、新市の財政状況は極めて厳しい状況にあります。現状のまま何の取り組みも行わない場合の財政収支は、来年度が約6億5千万円、19年度が約5億7千万円、以後も退職者の増加が見込まれて、財政赤字額が膨らんでいくことが予測され合併支援措置を活用する一方で、財政健全化を着実に進めていかなければなりません。具体的には、行政改革と財政健全化は表裏一体のものとして捉え、「行政改革大綱」並びに「実施計画」の中で、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化などの改革に伴う財政効果を数値化し、今後予測される財政赤字の解消を図っていきます。

その際改革の効果はすぐに現れるものではないことから、現在お願いしています給与カットなどの臨時的な措置についても、併せて検討していかなければならないと考えています。

【行政改革】

次は行政改革です。これについては庁内組織の四万十市行政改革推進本部において検討した平成17年度から21年度までの5カ年間の行政改革大綱素案を、外部委員による四万十市行政改革推進委員会に諮問をして現在その内容のご審議をいただいています。今後の予定としては年内に答申を受け、行政改革推進本部での検討・確認を経たうえで議会へ報告し、その後公表するという手順を考えています。

素案の内容としては特に民間活力の活用により簡素で効率的な行政運営を目指すという目標のもとに、 市民との協働に根ざした新市の建設、 効率的・計画的・継続的な行政運営を目指した改革、 自律的な財政運営を目指した改革という3つの基本方針を掲げ、これを基に 事務事業の見直し、 組織・機構の見直し、 定員管理及び給与の適正化、 職員の能力開発、 行政の情報化と市民参画の仕組みの構築、 公共施設の設置と管理の見直しという6つの重点項目を設定して取組みを図るというものです。

なお行革大綱の策定後は総務省の指導により集中改革プランの策定を本年 度内に行いますが、このプランは全国規模で比較がなされる形で公表されることとなっています。

【台風14号災害】

次は9月の台風14号により発生した災害への対応についてです。まず最終的な被害状況は、人的被害として亡くなられた方1名、負傷された方1名となっています。次に住家被害は全壊世帯3、半壊世帯35、一部破損世帯3、床上浸水世帯181、床下浸水世帯86で、罹災世帯数は308世帯、

罹災者数795人となっています。また田畑の冠水面積が67.5haのほか、各施設関係の被害額は公立文教施設7,742万円、農林水産施設1億1,409万円、公共土木施設3億5,620万円、その他の施設6,786万円、これに農産物と畜産関係の被害額7,653万円を加えた総被害額は約6億9,210万円となっています。これらの被害に対しては、引続き災害復旧工事の施工に努めているところです。

尚、昭和38年以来となった今回のような浸水被害への対応としては、第一に適切な情報を速やかに提供できる指針の作成が重要ですので、目下その判断材料となる雨量、河川水位の情報を収集するため関係機関との協議を進めているところです。第二はこうして収集した情報を基に、市民へ適切に伝達するための手段として防災行政無線の整備を段階的に進めていくことを考えています。市民の皆様方には日頃より風水害や地震・津波への理解を深めていただくとともに、是非、自主防災組織の設立に向けて取り組みをお願したいと思います。次は各分野における被災状況並びにその後の対応についてです。

(学校教育関係)

まず学校教育関係の状況ですが、学校教育施設は特に大きな被害を受けました。最も被害が集中した川登地区では、川登小学校、大川筋中学校の校舎がそれぞれ床上150cmほど浸水し、校舎、屋内体育館、プール、校庭は汚泥で覆いつくされ、1階部分に置いてあった教材や学校備品のほとんどが使用不能となってしまいました。このことからやむなく川登小学校は3日間、大川筋中学校は1日の臨時休校措置をせざるを得ない状況となり、この間生

徒を始め保護者の皆様には心配とご迷惑をおかけしました。

災害復旧にあたっては多くのボランティアの皆様をはじめ、地元保護者や市内外の教職員の献身的なご支援、ご協力をいただき当初の見込みよりも早く学校を再開することができました。今回の学校教育施設の被災は、予想を超える急激な河川の増水によるものではありましたが、結果として多くの学校教材、備品類を水没させてしまったことについては、反省しなければならない点も多く、今回の被災を教訓として、今後、校舎浸水災害対応マニュアルを作成する等の善後策を検討していきたいと考えています。

(福祉関係)

次は福祉関係です。被災者の復旧作業を支援するため社会福祉協議会が江川崎地区では4日間、川登地区では3日間、水害ボランティアセンターを立ち上げたところ、雨の中にもかかわらず近隣市町村の社会福祉協議会、民生児童委員などの関係機関をはじめ、市内の各種団体、市民の方々のご協力をいただき、家財の搬出、片付け、撤去などの作業を行った結果、早期に復興することができました。

また被災者に対する支援としては、亡くなられたご遺族の方に弔慰金を、 浸水世帯には弁当などの食料品352品、飲料水968本を、床上浸水以上 の世帯で要望のあった方には日赤及び県の生活用品救援物資933個と掛布 団又は敷布団325枚を支給しました。また、災害救助法の適用により住家 が全壊若しくは大規模半壊の被害をうけた世帯に対しては、被災者生活再建 支援制度による支援金を支給するほか、住家が床上浸水以上の被害に遭われ 住家の補修や家具、電化製品など家財の買い替えに必要な資金需用に対して は、災害援護資金の貸付けを行うなどの支援を行っています。

保育所については川登保育所が床上130cmほど浸水し、園舎や園庭は汚泥で覆われ、児童用の布団をはじめほとんどの備品が使用不能となってしまい、やむなく9月6日を臨時休園としました。翌日からは利岡保育所での保育を行いましたが、この間、園児を始め保護者の皆様にはご迷惑をおかけいたしました。災害復旧にあたっては、多くのボランティアの皆様をはじめ、保護者や地域の方々の協力をいただき9月27日には再開することができました。

(災害ごみ対策)

次は災害ごみ対策です。収集は分別を行わない混合収集とし、建設協会や市民ボランティア、市のごみ収集委託業者等の協力により幡多中央環境センター及び幡多クリーンセンター構内の一時仮置き場に運搬後、順次適正な処分を行い、先月22日をもって処理は終了しました。収集量は溶融炉において処分したものが約800t、冷蔵庫やテレビといった家電リサイクル品が約900台、業務用冷蔵庫が約90台で、その他ドラム缶やタイヤといったいわゆる処理困難物や流木も大量に排出されており、これら災害ごみの処理に要した費用は、幡多クリーンセンターの経費を含め約1,300万円となっています。

【中心市街地活性化】

次は中心市街地の活性化です。栄町商店街の賑わいづくりのため平成14年度から、まちづくり四万十が取組んできた「祇園風街並整備事業」が完成し、街全体が落ち着いた雰囲気になりました。また、「くつろげる道としての

再整備事業」は、昨年度完成した東下町に続き今月中には天神橋1区の工事が発注され、来年3月には石畳風の路面と和風の街路灯が完成する予定です。また、県が事業主体の京町通から大橋通4丁目の国道439号線の路面整備は今年度に予定していた工事が終了し、来年度には全区間が完成する予定です。このように中心市街地の路面整備は、県、市、TMOの連携により進んできています。

また今年度は新たにソフト事業に対する補助制度も創設し、街の賑わいを 取り戻すための事業を支援することにしています。7月に行われた天神橋土 曜夜市25周年イベントには多くの市民の参加により商店街が大変賑わいま した。これからは栄町商店街でも祇園風街並整備事業の完成を記念するイベ ントが予定されています。今後もこうした民間での取り組みが中心市街地の 活性化に繋がっていくよう応援していきます。

【西土佐産業祭】

次は西土佐産業祭についてです。 1 1 月 2 0 日に開催した合併後初の西土 佐産業祭は、好天にも恵まれ中村地域を含む多くの来場者で賑わいました。 西土佐中学校体育館をメイン会場に農林水産物の品評・展示即売会をはじめ 児童生徒書画展、地産地消料理のコンクールなどが開催されたほか、各種団体によるミニパビリオン、地域内外からの各種出店やバザー、 4 日クラブによる餅つきや農業機械の展示即売会等が盛大に行われました。また、グラウンドでは中村高校、北宇和高校、西土佐・大月合同チームによる招待野球が開催され、息詰まる熱戦に会場も大いに盛り上がりました。この産業祭は、 2 年に 1 回開催される西土佐地域最大のイベントのひとつです。今後も地域

住民の交流・親睦の場として、また農林水産業の振興や中村地域との結びつきを深めるイベントとして発展させていきたいと考えています。

【四万十川ウルトラマラソン】

次は四万十川ウルトラマラソンです。10月16日に開催した今年の大会は、天候にも恵まれ無事成功裡に終了することができました。これもこの大会を支えていただいたボランティアの方々や関係機関のご支援、ご協力のお陰であり心から感謝申し上げます。

【出産費資金貸付制度】

次は国民健康保険の「出産費資金貸付制度」の創設についてです。国民健康保険の加入者が出産した場合、出産育児一時金として30万円が支給されますが、この一時金は出産した後に支給されるため妊娠時の検診費用や出産費用については、そのほとんどが自己資金で賄われているのが現状です。今回こうした状況を改善し、少子化対策の一環とするため、出産に必要な資金を無利子で貸し付ける「出産費資金貸付制度」を創設することにしました。この制度を利用すると、限度額はあるものの出産前に必要な資金が借りられ、返済は出産後に支給される出産育児一時金を充てることができることから、出産を控えた夫婦の経済的負担の軽減に繋がるものと考えています。尚、必要な議案については今議会に上程していますのでよろしくお願いします。

【介護保険】

次は介護保険についてです。来年4月から「新予防給付」が創設され、予 防重視型システムへの転換が図られますが、そのシステムの中核を担うのが 「地域包括支援センター」です。この支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域において 介護予防事業のマネジメント、 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、

被保険者に対する権利擁護事業、 ケアマネジャーへの支援の4つの事業を一体的に実施する拠点施設です。本市においても国の制度改正に伴い、包括的支援事業の実効性を確保するため、来年4月に体制を整えた地域包括支援センターを設置し、今後の介護給付費の抑制を図っていきたいと考えています。

【アスベスト対策】

飛散性のアスベスト含有吹付け材の使用状況ですが、市の全施設を対象に調査を行った結果、17施設について使用の疑いがあったことから、検査機関に委託して調査しました。その結果、16施設についてはアスベストを使用していませんでしたが、市民病院1階のボイラー室とポンプ室、2階の空調機械室に白石綿の使用が確認されました。これらの個所は病院の運営上閉鎖できないこと、経年劣化に伴い今後対策が必要となること、施設利用者や隣接住民・職員の不安を解消する必要があることから除去工事を行うこととしました。関係する病院事業会計の補正予算については、今議会に上程していますのでよろしくお願いします。またすべての給食施設における調理機器についても調査を行い、一部にアスベストを使用しているものがありましたので、飛散や剥離のおそれのないものを除き買い換えを行っています。

【保育所統廃合の取り組み】

次は保育所の統廃合についてです。保育所を取り巻く環境は、女性の社会 進出による子育で支援の必要増大や少子化による児童数の減少等が顕在化す る中、多くの保育所で施設の老朽化による建替えや大規模改修、或いは耐震 補修への対応が必要となっています。このような状況の中で新たな保育ニー ズに対応できる施設の規模や効率的な運営形態について再検討を行って、保 育所規模適正化計画を昨年度策定し、これに基づき取り組みを行っています。

まず、田野川保育所の廃止についてですが、平成14年3月から保護者や地域の方々と15回を超える協議を重ねてきた結果、最終的な了解までには至っていないものの、市の方針や考え方に対しては一定の理解がいただけたものと考えています。市としましては、 来年度以降の児童数が10人を割ることが予想されること、 施設の老朽化が著しいこと、 市道の開設・改良により他の保育所への通所環境も整備されたこと、 更には財政状況が厳しい中、より一層の行政改革を推進することが必要であることなどを総合的に判断し、田野川保育所を来年3月で廃止したいと考えています。尚、関係する議案につきましては今議会に上程していますのでよろしくお願いします。また、市街地及び市街地近郊の保育所の統廃合については、現在、関係保育所の保護者や地域の方々と協議中ですが、関係者のご理解をいただき、できるだけ早期に進捗が図れるよう取り組んでいきたいと考えています。

【道路網の整備】

次は道路網の整備です。まずは高速道路の進捗状況ですが、新直轄方式で整備が進められている須崎新荘~窪川間は、引き続き用地取得と整備工事が行われています。また昨年末に自動車専用道路として都市計画決定された窪

川~佐賀間(17キロ)の内、片坂バイパスについては、今年度より事業着手され測量に取り掛かっています。

中村宿毛道路では浅村、坂本、不破で引き続き未買収地の用地交渉が行われる一方、平成19年度に中村インターまで、平成21年度に宿毛インターまでの完成を目標に整備が進められています。

次に国道56号の整備ですが、渡川大橋の4車線化は来年度の供用開始を目指して整備中で、右山から古津賀(田ノ浦分岐)までの4車線化も平成19年度の供用開始に向けて整備工事が進められています。また、古津賀第一団地付近については、平成21年度の供用を目標に用地買収等について地元関係者と交渉が続けられています。

その他の国道では441号の網代工区で橘取り付け橋が再来年3月の完成に向けて工事が進み、上久保川工区、川登工区についても引き続き整備が行われています。また、381号では平家バイパスの整備も19年度供用開始に向けて工事が進捗し、439号の杓子峠のバイパス工事では、長大トンネル取付け部の整備が引き続き行われています。

【河川・港湾・海岸の整備】

次は河川・港湾・海岸の整備についてです。まず河川改修ですが引き続き田野川地区の築堤及び護岸工事が行われています。また県が実施している田野川川の改修事業は今年の8月に完成し、現在旧河川の廃川手続きを行っています。また、佐岡橋から後川橋間の中村堤防の補強工事と市道堤防廻り線の整備工事は、今年度末の完成を目標に整備を行っています。

次に台風14号で被災し砂洲が流失した下田港の航路ですが、暫定で幅

20メートル、水深4~5メートルの仮復旧工事が10月末に完成しました。本復旧については今月の12日から行われる第4次災害実地査定に申請予定となっています。

また、下田港改修事業についても東側防波堤()の整備が行われており、 高潮対策事業についても沖合いに突堤の整備が進んでいます。

【防災対策・災害復旧】

次は西土佐地域における防災対策と災害復旧についてです。まず県が事業主体の口屋内土居の静地区での急傾斜地崩壊対策事業は既に発注済で、年内完成の予定で工事が進められています。また、市が実施している「がけ崩れ住家防災対策事業」についても、危険度の高い箇所から予算範囲内で随時実施しています。このほかに昨年の台風で土石流等の発生により甚大な災害を被った箇所については、防災上緊急を要することから県が事業主体となり「災害関連緊急治山事業」並びに「災害関連緊急砂防事業」などにより進めていますが、被災にあった全箇所が年度内に復旧する予定です。

また昨年度発生した公共土木施設災害、農地・農業用施設災害復旧事業については、市が事業主体の公共土木災が131件、7億4,060万円、農地・林道災等が188件、2億9,600万円余りで、現在まで9割方が完了したところです。 一方、県の公共土木施設災害復旧工事については、件数が131件、事業費が10億円弱ですが、これらについても年度内にすべての箇所を復旧する予定です。

【水道の整備】

次は水道の整備についてです。まずは上水道事業の進捗状況ですが久山配

水池管理道新設事業については、順調に工事が進み年内には完成の見込みです。また古津賀区画整理事業、未普及箇所の整備や鉛給水管対策等の整備についても計画どおり進んでいます。

次に簡易水道事業ですが、中村地域では八東地区を対象とした四万十統合簡易水道事業が本年度の事業完了に向けて整備が進んでいるほか、中筋・東中筋地区を対象とした西部統合簡易水道事業や敷地・田野川地区を対象とした田野川無水源簡易水道事業についても、それぞれ順調に工事が進捗しています。西土佐地域については江川・半家地区の統合簡易水道事業が本年度の事業完了に向けて急ピッチで配管工事や電気設備工事が進められ、来年度の事業完了を目指す津野川・橘統合簡易水道事業につきましても計画どおり進んでいます。

【公共下水道】

次は公共下水道です。まず汚水整備ですが、供用開始区域の拡大に対応するため中央下水道管理センターに水処理施設と汚泥処理施設の増設工事を行なっています。本体の土木工事については概ね完成しましたので、これからは機械、電気等の設備工事を行ないます。また市街地の汚水管整備については、一昨年事業認可を取得した不破上町地区において、既設管の実態調査が終わりましたので、公共下水道への取り込みを実施していきます。

一方、雨水整備は百笑排水ポンプ場において関連工事が順調に進み、これ から本格的に食谷川桶門に向けて放流渠等の整備を実施していきます。

【中村中学校改築事業】

次は中村中学校校舎改築事業の進捗状況です。「中村中学校校舎改築工事請

負契約議案」が議決されましたので、清水・サイバラ・山沖特定建設工事共同企業体に校舎の本体工事を発注し、9月下旬から新校舎の建築に着手しています。工事は順調に進捗し、現在基礎杭の打設がほぼ終了し間もなく躯体工事に取りかかる予定です。施工に伴う騒音等によって、生徒たちには少なからず不自由をかけていますが、学校教職員の細やかな生徒指導によって、これまでどおりの落ち着いた状況のなかで学校生活が送られています。なお、先行して着手していた「柔道場新築工事」については、10月末に完成し、授業や部活動に利用しているところです。

【土佐くろしお鉄道】

次は土佐くろしお鉄道です。復旧工事の完了に伴い、11月1日より宿毛駅からの運行が再開され、約8ヶ月ぶりに中村・宿毛線が本来の姿となりました。また10月末日に開催された運営協議会臨時総会では、これまで協議を進めてきた「土佐くろしお鉄道再生計画」が報告され、今後の鉄道運営には会社の経営努力はもちろんのこと、行政や地域の支えが必要であることを再確認したところです。

そのような中、9月末に中村駅35周年を記念した「中村駅まつり」が開催されたのを皮切りに、宿毛市ではダンスイベントや支援コンサート、宿毛駅再開記念イベントなど、沿線住民が中心となった鉄道支援の動きが芽生えてきました。運営協議会でも11月6日に鉄道モニターツアーを開催し、参加者43名が高知駅から鉄道を利用して本市に来ていただきましたし、会社でも営業課を復活し、民間への営業訪問や新たな企画切符の販売を行うなど、積極的な利用促進の取り組みを始めています。

【指定管理者制度】

次は指定管理者制度の導入・実施です。一昨年の地方自治法の改正によって「公の施設」の管理運営に指定管理者制度が導入され、来年9月からは全面移行されることになっています。本市の取組みとしては、既に本年4月から「玉姫さくら会館」を本制度により運営していますが、その他の施設は来年4月より指定管理者制度を導入することとしています。

移行する施設数は全体で106施設となっていますが、これらを選定内容ごとに分けますと、先ず公募によって選定するのが「四万十いやしの里」1件です。次に随意選定するものの内、外郭団体等を指定するものが「四万十川学遊館」等72施設あります。これらは施設の設置目的、利用状況、管理運営状況、これまでの管理受託をしてきた団体の設立経緯等を踏まえ、公募による選定が困難なものとして判断したものです。次に、同じく随意選定するものの内地域密着型として指定するものが、各地にあります老人憩いの家や集会所等33施設となっています。これらは、地域住民が専ら使用していることや、地域住民で構成する団体がこれまで管理運営を受託してきた施設といったことを考慮したものです。尚、これらの指定管理者制度実施に関連する議案を今議会に上程していますのでよろしくお願いします。

【新市発足記念式典】

次は新市記念式典です。 四万十市発足記念式典については、去る11月29日に文化センターに関係者多数のご出席をいただき、挙行することが出来ました。ご出席いただきました皆様には改めて御礼を申し上げます。式典では、四万十市のシンボルとして選定した市章をはじめ、市の木として「ヤ

ナギ」、市の鳥として「カワセミ」、市の花として「フジ」、そして市の魚として「アユ」を公表したところです。これらは、今後いろいろな機会に使用していくとともに、市民の間でも積極的に活用されるようPRにも努めていきたいと考えています。

【西土佐地区地域審議会】

次は西土佐地区地域審議会についてです。地域審議会は合併で行政区域が 拡大することから住民と行政の距離が大きくなり、住民の意見が新市の施策 に反映されにくくなるという不安を払しょくするために設けられた制度です。 本市においても合併協議をふまえ、西土佐地域の意見等を集約する重要な機 関として地域審議会を設置しています。

審議会は、民間組織の代表や学識経験者など15名の委員で構成され、住民の視点からみた西土佐地域の課題や活性化にむけた方策等について議論するとともに、四万十市の発展のため、各方面にわたり提言していくことを任務としています。先般、第2回の審議会が開催され、西土佐地域の振興及び活性化ついて協議が行われました。その結果、特に配慮すべき事項として15項目の意見が審議会から提出されました。その内容については十分に精査し、今後の施策に反映していきたいと考えています。

【广舎建設】

最後に新庁舎建設ですが、専門業者に委託して取組んでいる敷地拡張予定部分の用地測量と物件補償調査については、地権者や関係の方々のご協力をいただき順調に進んでいます。

また、4月に設置した庁内検討委員会は、これまでに5回の委員会を開催

するとともに先進地視察等を行い、基本指針の作成に向けた協議を重ねてきましたが、過日、これまでの研究成果を盛り込んだ「新庁舎建設に係る基本指針検討結果報告書」が取りまとめられたところです。

今後はこの基本指針に示された方針が現在策定中の基本構想や基本計画等の中に、より具体的に盛り込めるよう取り組みを進めできるだけ早い時期に新庁舎の全体像を明らかにしていきたいと考えています。

以上で来年度の予算編成の考え方及び9月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告を終ります。